

15 相続開始から遺産分割までの遺産の使用・管理はどのようにするか

Q

相続人が複数名いる場合、相続開始から遺産分割までの間、遺産を使用することはできますか。また、相続人の1人が単独で遺産の管理をすることはできますか。

A

相続人が複数名いる場合、相続開始から遺産分割までの間、全ての遺産は法定相続分に応じた各相続人の共有状態となり、各相続人は、遺産の全部を持分に応じて使用することができます。遺産の管理については、保存行為は各相続人が単独で行うことができますが、管理行為は法定相続分の価格の過半数の同意により行い、変更行為は相続人全員の同意により行うこととなります。

解説

1 相続開始から遺産分割までの遺産についての権利関係

民法は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と規定しています（民898）。

この共有の意味について、民法249条以下の共有と同義であると解する説と、合有と解する説がありますが、判例は「民法249条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではない」（最判昭30・5・31判時53・14）と述べ、物権法上の共有と変わらないことを明らかにしています。

また、相続人が複数名いる場合の各相続人の持分について民法は「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」（民899）と規定しています。

したがって、各相続人は、相続開始から遺産分割までの間、遺産につき、法定相続分に従い共有持分を有していることになります。

2 遺産の使用について

民法249条は「各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる」と規定しています。

前述のとおり、遺産につき各相続人の有する共有持分権の性質は民法249条以下の共有と性質は異ならないとされていますので、相続開始から遺産分割までの間、各相続人は、遺産の全部について法定相続分に応じた使用をすることができることになります。

3 遺産の管理について

(1) 「共有」の規定

管理についても共有の規定に従い、保存行為は各相続人が単独で行うことができ（民252ただし書）、管理行為は持分の価格の過半数により決し（民252本文）、変更行為は相続人全員の同意が必要となります（民251）。

(2) 保存行為

保存行為とは、財産の現状を維持するための行為であり、例えば、雨漏りの修繕、腐敗するおそれのある物の処分、妨害排除請求権の行使などがあげられ、これらの行為は各相続人が単独で行うことができます。

判例において共同相続に関し保存行為であるとされたものとしては、相続財産たる動産を占有する第三者に対する引渡請求（広島高松江支判昭27・11・7高民5・13・645）、相続土地の保存登記（東京高判昭35・9・27下民11・9・1993）などの例があります。

(3) 管理行為

管理行為とは、財産の利用又は改良行為をいいます。

ア 「持分」とは

管理行為に関し、民法252条本文は「共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する」と規定しています。

相続開始から遺産分割までの共有も民法249条以下の共有と異ならないとされていますので、相続開始から遺産分割までの遺産の管理についても、同条の規定により持分の価格に従い、その過半数で決することとなりますが、ここにいる「持分」について、法定相続分を意味するという説と、遺留分や寄与分を考慮した具体的相続分を意味するという説の両説があります。

具体的相続分は遺産分割協議を経て定まるものであり、遺産分割協議までの間、具体的相続分は客観的には明らかでないところ、管理行為の相手方は第三者である場合が多いと思われるので、「持分」とは法定相続分を意味すると解するのが妥当でしょう。

管理行為の具体例としては、物全部の使用貸借契約の締結や、賃貸借契約の締結・解除等があります。

イ 管理行為と遺産全部の使用

前述のとおり、各相続人はその持分に従い、遺産の全部を使用することができますが、他方、管理行為は法定相続分の過半数により決することとなりますので、いずれが優先するか問題となる場合があります。

例えば、法定相続分が各3分の1の相続人が3名おり、そのうちの1名が、被相続人との使用貸借契約に基づき相続財産たる不動産を占有している場合、法定相続分に基づき相続財産の全部を使用できますので使用貸借契約に基づき不動産を占有することも可能ですが、使用貸借契約の解除は管理行為に当たるため、他の2名の意思により使用貸借契約を解除することも可能のように思われます。

この場合、結論的には、使用貸借契約を解除して明渡しを求めることはできないとされることが多いでしょう。

(4) 変更行為

変更行為とは、性質若しくは形状又はその両者を変更する行為のことをいいます。

具体例としては、物全部の処分や土地の形状の変更などがあげられ、これらの行為は相続人全員の同意が必要となります。

<参考判例>

- 相続財産たる動産を占有する第三者に対し相続人の1人が引渡請求をすることが保存行為に当たるとした事案（広島高松江支判昭27・11・7高民5・13・645）
- 相続財産の共有は、民法249条に規定する「共有」とその性質を異にするものではないとした事案（最判昭30・5・31判時53・14）
- 相続土地の保存登記をすることが保存行為に当たるとした事案（東京高判昭35・9・27下民11・9・1993）

18 遺産の分割の禁止はどのように定めるか

Q

被相続人Aが死亡し、長男B、二男C及び三男DがAの遺産を相続することになりました。A及びBの共有登記名義の不動産があり、BはAの共有持分のみが遺産になると主張していますが、C及びDは真実と異なる共有登記がされたのであり、当該不動産の全体が遺産に含まれると主張しており、その遺産性については民事訴訟で決着をつけるしかないと考えています。

当該不動産が遺産の中で非常に大きな割合を占めており、不動産全体が遺産に含まれるのか、それとも共有持分のみが遺産となるのかによって、Bらの遺産分割の内容も大きく異なってきますが、当面Aの遺産の分割をしないことと定めることは可能でしょうか。

A

協議、調停又は審判で遺産の分割禁止を定めることが考えられます。

解説

1 遺産の分割禁止の制度

遺産の分割はいつでも行えるのが原則ですが(民907①)、一定期間、遺産の分割を禁止することも認められています。民法上は、遺言による分割禁止(民908)と、審判による分割禁止(民907③)の規定が設けられています。

また、家事事件手続法において、遺産の分割禁止は独立して審判の対象となるとされていること(家事39・別表第2⑬)、この審判はいつでも

調停に付することができることとされていること（家事274①）から、調停においても分割禁止とすることも可能と解されます。

さらに、物権法上の共有において協議により分割禁止とすることは可能であり（民256①ただし書）、遺産共有の場合も協議により分割禁止とすることは可能と解されます。

2 審判による分割禁止の要件となる「特別の事由」

遺言、協議又は調停で分割禁止とする場合、その理由は特に要件としては問われませんが、審判によって分割禁止とするには「特別の事由」があることが要件となります（民907③）。

そして、この「特別の事由」とは、単に多数の利益ということではなく、一定の事情があるため、分割を禁止することが全相続人にとって利益になるという客観的状态であるとされています（司法研修所編『遺産分割事件の処理をめぐる諸問題』333頁（法曹会、平6））。

特別の事由を認めて分割禁止の審判をした裁判例としては、以下のものがあります。

- ① 遺産である土地に根抵当権が設定され、当該土地上の建物の所有権の帰属をめぐって民事訴訟が係属中である事案において、抵当権の負担が消滅し、かつ地上建物の帰属に関する民事紛争が解決するまではとうてい適正な分割をなすに適さない状態であるとして、遺産全部の分割を5年間禁止した裁判例（鹿児島家審昭43・9・16判タ239・309）
- ② 被相続人名義の不動産全部の帰属をめぐって民事訴訟が係属中である事案において、不動産全部につき遺産性が争われる場合には遺産分割の調停ないし審判による解決は不可能であるとして、遺産全部の分割を2年間禁止した裁判例（鹿児島家審昭43・9・17判タ239・309）
- ③ 遺産のうち主要な不動産全部につき遺産性が争われ、かつその争

いを訴訟手続による確定を待つことに当事者間の合意がある事案において、遺産分割の調停ないし審判による解決は事実上著しく困難であるとして、遺産全部の分割を約3年間禁止した裁判例（大阪家審平2・12・11家月44・2・136）

なお、遺産の一部につき遺産性が争われ、その帰属をめぐって民事訴訟が係属している事案において、遺産全部につき分割禁止とすることが結局最も適切な方法ということができるとして、遺産全部の分割を約3年間禁止した裁判例（東京家審昭60・3・4家月37・11・57）がありました。抗告審（東京高決昭60・6・13家月37・11・51）は、単に相続財産の範囲について相続人間で争いがあり、その一部の財産について民事訴訟が係属しているというのみではいまだ「特別の事由」があるとはいい難いとして原審判を取消差戻しとしており、どのような事情があれば「特別の事由」を認めて分割禁止を認めるかについては判断が分かれています。

参考書式

○遺産分割禁止に関する協議書

遺産分割禁止に関する協議書

被相続人甲野太郎（平成○年○月○日死亡、本籍地○○県○○市○○町○丁目○番地）の遺産につき、本日、相続人全員で、以下のとおり、協議をなした。

- 1 相続人全員は、本日から平成○年○月○日までの間、甲野太郎の遺産全部を分割しないことを合意する。
- 2 甲野一郎は、遺産である下記建物について、遺産分割成立までの間、無償で居住できるものとする。

記

所 在 東京都○○区○○町○丁目○番地
 家屋番号 ○番○
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 ○○. ○○㎡
 2階 ○○. ○○㎡

- 3 遺産分割までの間の前項記載の建物及びその敷地に関する公租公課は、甲野一郎が負担することとし、遺産分割までの間は、相続人全員が3分の1ずつの割合で立替払するものとする。なお、この立替金は、遺産分割の際に清算する。

以上の遺産に関する協議を証するため、本書3通を作成し、各相続人が署名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成○年○月○日

住 所 東京都○○区○○町○丁目○番地
 相 続 人 甲 野 花 子 ⑤

住 所 東京都○○区○○町○丁目○番地
 相 続 人 甲 野 一 郎 ⑤

住 所 東京都○○区○○町○丁目○番地
 相 続 人 甲 野 二 郎 ⑤

○遺産分割禁止の調停申立書

遺産分割禁止の調停申立書

平成○年○月○日

○○家庭裁判所 御中

申立人代理人弁護士 丁 川 賢 一 ⑩

(当事者の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
 住 所 〒○○○-○○○○
 東京都○○区○○町○丁目○番○号
 申 立 人 甲 野 一 郎 (昭和○年○月○日生)

〒○○○-○○○○
 東京都○○区○○町○丁目○番○号
 丁川法律事務所 (送達場所)
 TEL ○○○-○○○-○○○○
 FAX ○○○-○○○-○○○○

申立人代理人 弁護士 丁 川 賢 一

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
 住 所 〒○○○-○○○○
 東京都○○区○○町○丁目○番○号
 相 手 方 甲 野 二 郎 (昭和○年○月○日生)

(被相続人の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
 最後の住所 〒○○○-○○○○
 東京都○○区○○町○丁目○番○号
 被 相 続 人 甲 野 太 郎 (平成○年○月○日死亡)

申立ての趣旨

当事者間において、被相続人の遺産全部につき平成〇年〇月〇日まで分割を禁止することの調停を求める。

申立ての理由

- 1 申立人は、被相続人の遺産につき、平成〇年〇月〇日貴庁に遺産分割の調停を申し立てた。
- 2 しかし、相手方は、その不動産は自分の資金で購入したもので、真実の所有権は相手方にあると主張している。
- 3 そこで、申立人は前記不動産につき、平成〇年〇月〇日相手方を被告として〇〇地方裁判所に遺産確認の訴訟を提起した。しかし、その解決にはなお相当の日時を要するので、その間、遺産分割の調停ないし審判による解決は不可能である。
- 4 よって、申立人は、本件不動産の実質的帰属が確定するまで遺産分割につき分割を禁止し、その期間を訴訟の経過その他諸般の事情を考慮して平成〇年〇月〇日までとすることの調停を求める。

添付書類（略）

遺産目録（略）

○遺産分割禁止の取消審判申立書

遺産分割禁止の取消審判申立書

平成○年○月○日

○○家庭裁判所 御中

申立人代理人弁護士 丁 川 賢 一 ⑩

(当事者の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
住 所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
申 立 人 甲 野 一 郎 (昭和○年○月○日生)

〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
丁川法律事務所 (送達場所)
TEL ○○○-○○○-○○○○
FAX ○○○-○○○-○○○○

申立人代理人 弁護士 丁 川 賢 一

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
住 所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
相 手 方 甲 野 二 郎 (昭和○年○月○日生)

(被相続人の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
最後の住所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
被 相 続 人 甲 野 太 郎 (平成○年○月○日死亡)

申立ての趣旨

〇〇家庭裁判所が平成〇年〇月〇日付けで行った被相続人の遺産の分割を禁止する審判を取り消すとの審判を求める。

申立ての理由

- 1 〇〇家庭裁判所は、平成〇年〇月〇日、被相続人の遺産の分割を平成〇年〇月〇日まで禁止する旨の審判をなした（〇〇家庭裁判所平成〇年（家）第〇〇〇号）。
- 2 上記遺産の分割禁止は、共同相続人間において主要な遺産である不動産の帰属について争いがあったためであるところ、先般当該不動産の帰属についての裁判（〇〇地方裁判所平成〇年（ワ）第〇〇〇号）が確定した。
- 3 そこで、遺産の分割を禁止した事情の変更があるので、申立ての趣旨記載の審判を求める。

添付書類（略）

遺産目録（略）

第3 預貯金

36 金融機関に対して法定相続分に応じた預貯金の払戻しを請求できるか

Q

父が亡くなり、相続人は母と兄と私の3人です。私は母とも兄とも折合いが悪く、父の遺産分割協議はしばらくまとまりそうにありません。父の遺産である預貯金のうち、私の法定相続分である4分の1相当額だけは先に受け取っておきたいのですが、この場合、金融機関はこの請求に応じてくれるでしょうか。

A

遺産分割で預貯金の取得者が決まるまでは、あなたが法定相続分に応じた預貯金の払戻しを請求しても、これに金融機関が応じてくれることはないものと思われま

す。

解説

1 従前の取扱い

(1) 判例の考え方

相続が開始した場合、被相続人が有していた可分債権は当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものとするのが判例です（最判昭29・4・8判タ40・20）。預貯金についても同様に、相続開始と同時に各共同相続人が相続分に応じて当然に預貯金債権を承継するとした判例がありました（最判平16・4・20判時1859・61）。従来はこの判例に基づき、預貯金は相続開始とともに共同相続人にその相続分に応じて分割承継されるものと考えられていました。

ただし、定額郵便貯金については一定の据置期間を定めて分割払戻請求をしないことが法律上の条件とされているので、定額郵便貯金債権は、貯金者の死亡と同時に相続分に応じて相続人に当然に分割されることはないとの判例があり（最判平22・10・8判時2098・51）、定額郵便貯金については別に扱うというのがこれまでの考え方でした。

(2) 金融機関における実際の運用

従来判例では上記のように、定額郵便貯金以外の預貯金債権は、遺産分割を経なくとも相続開始とともに各共同相続人に相続分に応じて分割承継されるものと考えられていましたが、実際に各金融機関がこの考え方に従った運用を行っていたという例はあまり多くはありません。

金融機関としては、1人の相続人の相続分に応じた払戻請求に応じて事後的にトラブルが発生し、免責されない事態を防止するために、相続人からこのような請求があったとしても、相続人全員の署名押印のある払戻請求書や印鑑登録証明書等の提出を求めるなど厳格な手続を要求していたのが実情でした。

他の相続人の協力を得られず、全員の署名押印や印鑑登録証明書等を手配できない場合には、金融機関を相手方として自身の相続分に応じた払戻請求訴訟等を提起し、判決等の債務名義を取得して、金融機関に請求する等の方法がとられていました。

2 平成28年大法廷決定による平成16年判例変更

ところが、最高裁大法廷平成28年12月19日決定（判時2333・68）では、上記の平成16年判例を変更し、遺産分割を経なくとも預貯金債権は相続分に応じて相続人に分割承継されるという考え方を否定しました。同決定では、預貯金債権は「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」とされましたので、遺産分割前に各相続人が個別に相続分に応じて払戻請求を行う可能性は明確に否定されました。

そして、最高裁平成29年4月6日判決（判時2337・34）は、普通預金債権、定期預金債権及び定期積金債権について、共同相続人の1人が金融機関に対し自己の法定相続分相当額の支払を求めた事案において、払戻請求を否定しました。

3 今後の金融機関の対応

上記の平成28年大法廷決定及び平成29年判決からすると、預貯金債権は各共同相続人に相続分に応じて当然分割・承継されるものではないということになりますので、金融機関の対応としては、相続人から法定相続分に応じた預貯金の払戻請求を受けても、対応できないということになるものと思われます。

4 仮分割の仮処分

上記のように、今後、金融機関が相続人から法定相続分に応じた預貯金の払戻請求を受けても、対応することはないものと思われますが、どうしても払戻しを受けなくてはならない場合には、特定の預貯金債権を当該相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分）（家事200②）を活用することが考えられます。仮分割の仮処分の要件は、「急迫の危険を防止するため必要があるとき」ですので、この要件を満たすかどうか検討する必要があります。

<参考判例>

- 共同相続された可分債権は、当然分割されて各相続人に承継されるとした事例（最判昭29・4・8判タ40・20）
- 共同相続された預貯金は、相続開始と同時に当然分割されて各相続人に承継されるのではなく、遺産分割の対象になるとした事例（最大決平28・12・19判時2333・68）